

柴田町児童手当等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町規則第3号

柴田町児童手当等事務処理規則の一部を改正する規則

柴田町児童手当等事務処理規則（平成24年柴田町規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支払) 第18条 (略) 2 (略) (1)～(2) (略) 3 児童手当等の支払は、受給者の<u>請求</u>に基づく金融機関の口座へ、町が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、町長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。</p>	<p>(支払) 第18条 (略) 2 (略) (1)～(2) (略) 3 児童手当等の支払は、受給者の<u>申請</u>に基づく金融機関の口座へ、町が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、町長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。